

## 質問書

久留米市長 原口 新五 あて

住所

商号又は名称

連絡先（担当者所属・氏名）

連絡先（電 話 番 号）

連絡先（メールアドレス）

久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託について、次のとおり質問します。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

久留米市長 原口 新五 あて

企業体代表者

特定業務共同企業体

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加申込書

下記の業務に係るプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

記

1. 業務名 久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託
2. 業務主管課 久留米市教育委員会 教育部 教育 I C T 推進課
3. 添付書類

ア	参加申込書（様式第 2 号）
イ	特定業務共同企業体協定書（様式第 3 号）
ウ	特定業務共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式第 4 号）
エ	会社概要書（様式第 5 号）
オ	参加資格調書（様式第 6 号）
カ	ISO 27001/ISMS 又はプライバシーマークの登録・認定の証明書の写し
キ	業務実績調書（様式第 7 号）
ク	委任状（企業体代表者あて）（様式第 8 号）
ケ	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第 9 号）
ス	直近の 3 か年度の決算関係書類（貸借対照表および損益計算書）

以下、必要に応じて

コ	役員等調書及び照会承諾書（様式第 10 号）
サ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
シ	納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税、市町村税）

（連絡先）

所属部署名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

特定業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 久留米市発注に係る久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、特定業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を代表者の住所に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、年 月 日に成立し、業務の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前 2 項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

※必要に応じて構成員の欄を増やすこと

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

**(構成員の出資の割合等)**

**第8条** 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

**(運営委員会)**

**第9条** 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第10条** 各構成員は、業務の請負契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第11条** 当企業体の取引金融機関は、銀行支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**(決算)**

**第12条** 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

**(利益金の配当の割合)**

**第13条** 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

**(欠損金の負担の割合)**

**第14条** 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第15条** 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

**(業務途中における構成員の脱退に対する処置)**

**第16条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に関する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外●社は、上記のとおり 特定業務共同  
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

※必要に応じて構成員の欄を増減させること

特定業務共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

久留米市発注に係る下記業務については、特定業務共同企業体  
協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 業務の名称 久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託

2 出資の割合 %

%

外●社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

特定業務共同企業体

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

※必要に応じて構成員の欄を増減させること

## 会社概要書

&lt;会社概要&gt;

令和 5 年 3 月 1 日現在で記載すること。

1	設立	年 月			
2	資本金				
3	従業員数 <sup>※1</sup>	区 分	技術系	事務系	合 計
		本社本店	人	人	人
		実務実施支社、 支店、営業所	人	人	人
4	主な事業				
5	直近 3 年間の 財務状況	年度	年度	年度	年度
		自己資本比率			
		売上高			
		経常利益			
6	ISO27001/ ISMS 又はプライバシーマークの認定付与の有無				( 有 ・ 無 )
7	従業員 有資格者	資格の種類 (情報処理関連など)			人 数
					人
					人
					人
8	本業務を遂行 する上での特 記事項				

※1 本社本店が業務実施の場合は、実務実施支社、支店、営業所欄は記入不要

&lt;本業務の担当部署&gt;

本店又は支店等の所在地	
本店又は支店等の名称	
代表者職氏名	
連絡担当者名	
担当者所属部署	
連絡先電話番号	
連絡先 F A X 番号	
連絡先メールアドレス	

## 参加資格調書

久留米市長 原口 新五 あて

特定業務共同企業体名

住所

商号又は名称

⑩

代表者職氏名

⑩

令和 5 年 3 月 27 日に公告がありました「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託」に係る企画提案への参加に関しては、下記の参加資格要件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

## 記

参加資格を有する者は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、全ての構成員が②から⑩までの要件を満たすこと。

- ①過去、1 件あたり 30 校以上又は利用者 1,000 名以上の官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入を行い、運用保守の実績があること。
- ②ISO 27001/ISMS 又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- ⑤国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑥福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑦手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑩共同企業体としての参加の場合は、特に次の要件を満たすこと。
  - 参加申込書等提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。
  - 共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員又は単独で参加することはできない。
  - 共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体結成予定書を作成し、提出すること。

- 代表者の出資比率は、その他の構成員を超えること。
  - 参加しようとする者の間(代表者と代表者以外の構成員間も含む)の関係が、以下のいずれの場合にも該当しないこと。(ただし、以下のいずれかの関係に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - ウ ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - \*親会社と子会社:会社法第2条第3号、第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。
  - \*役員:①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役・非常勤取締役を含む)
  - \*管財人:会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条2項の規定により選任された者
- 当該業務の共同企業体の存続期間は次のとおりとすること。
- ・本業務の落札者となった場合 ⇒ 本業務の請負契約履行後 3 か月を経過した日まで
  - ・本業務の落札者とならなかった場合 ⇒ 本業務の請負契約が締結された日まで

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大や追加をしてください。

## 業務実績調書

特定業務共同企業体名

商号または名称

【参加資格】				
①過去、1 件あたり 30 校以上又は利用者 1,000 名以上の官公庁若しくは一般企業等において、ネットワーク環境構築及びシステム導入を行い、運用保守の実績があること。				
構成会社名	契約の相手先	業務名称	業務内容	実施期間
				令和 年 月～ ..... 令和 年 月
				令和 年 月～ ..... 令和 年 月
				令和 年 月～ ..... 令和 年 月

※業務内容欄には、業務対象の学校・官公庁・一般企業等の規模も記載すること。

令和 年 月 日

(企業体代表者) あて

## 委 任 状

企業体構成員

特定業務共同企業体

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

### 記

業務名 久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託

のプロポーザルに関すること。

企業体代表者

特定業務共同企業体

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

# 委任状

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 あて

住 所  
委任者 名 称  
(本 社)

代 表 者

印

私は次の者を受任者と定め、久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住 所  
受任者 名 称  
(支店等)

代 表 者

印

記

## 委任事務

- (1) プロポーザルの参加及び提案に関すること
- (2) 契約締結に関すること
- (3) その他契約履行に関すること

## 役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

(あて先)  
久留米市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日 (和暦)

**【注意事項】**

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

## 価格提案書

久留米市長 原口 新五 あて

企業体代表者

特定業務共同企業体

住所

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託の件について、「久留米市立小・中・特別支援学校 校務系環境整備・運用保守業務委託仕様書」を熟知のうえ、下記の金額をもって見積りします。

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

### (注意事項)

- (1) 金額は算用数字で記載し、頭書に「¥」の記号を付記すること。
- (2) 金額は、訂正しないこと。
- (3) 金額は、消費税及び地方消費税を含まないこと。
- (4) 上記記載の金額と「価格提案書の内訳書（様式第 12 号）」の合計金額は、必ず一致させること。